

# 公益財団法人 竜の子財団 平成27年度 奨学生募集要項

## 1. 趣 旨

本財団は、アジア諸国からの留学生として来日した者のうち、志操堅固、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、アジア諸国間の国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的としています。

## 2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。  
(但し、学習奨励費以下(大学院65,000円学部48,000円)の奨学金受給は可。)

## 3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (3) 大学の学部又は大学院に在学する者で、平成27年4月1日現在で35歳以下の者(ただし、芸術系を専攻する正規大学院生については、40歳以下の者とする)
- (4) 現在、学業継続が困難であるなど、修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者(ただし、大学院月額65,000円学部月額48,000円以下の奨学金受給は可)
- (5) 日本語でのコミュニケーションが取れる者
- (6) 奨学生交流会(年4回を予定。うち1回は宿泊を伴う研修旅行)に、すべて出席できる者。但し、授業、学会参加等財団が認めた行事に参加する場合を除く。
- (7) 他のアジア諸国の留学生と積極的に交流し、アジア諸国間の国際友好親善に寄与できる者。

## 4. 採用人員

年間22名(全国20大学)

## 5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額 年額120万円(月額10万円)
- (2) 支給の期間 奨学生に採用したときから、原則として、2年間。  
ただし、各課程の最上級年次の奨学生は、上級の課程に入学した場合(学部から大学院、博士前期課程から博士後期課程、および修士課程から博士課程)を除き、原則として1年間とします。
- (3) 支給の方法 奨学金は、毎月20日に、翌月分の奨学金を本人の銀行口座に振り込みます。

## 6. 奨学金の支給の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- (1) 1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2) 休学または外国へ留学（短期留学・語学留学を含む）したとき
- (3) 専門学校・専修学校など、在籍する大学・大学院以外の学校へ入学したとき
- (4) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (5) 学則により処分を受けたとき
- (6) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (7) 原級にとどまったとき（留年）、または、卒業延期の恐れが生じたとき
- (8) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (10) その他留学生としての資格を失ったとき
- (11) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (12) 本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (13) 本財団の支援者の名誉を傷つけたり、著しく迷惑をかけたとき

## 7. 募集方法

大学を通じて募集します。

## 8. 応募の手続

次の書類を揃えて、在学する大学が指定する期日までに、提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）  
※学部生用と大学院生用があるので、どちらかを提出すること。
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書および別添記入用紙（所定の様式）
- (4) 経済状況（所定の様式）
- (5) 小論文（所定の様式）
- (6) 成績証明書（現課程のもの）  
※ただし、現課程のものを入手不可能の場合は、前課程のものか、入学試験の成績順位などで代用すること。
- (7) 在学証明書
- (8) 合格通知書（入学許可書）の写し（大学院の各課程入学予定者のみ）
- (9) 在留カードの表面および裏面の写し
- (10) 日本語能力試験の合格証の写し（能力試験に合格している場合）
- (11) 学部長または指導教員による推薦状  
※A4サイズで1枚以内とし（書式自由）、推薦状の作成者が封入したうえで、必ず封緘すること

## 9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考（平成27年2月中旬に開催予定）を経て、理事長が奨学生を決定します。
- (2) 採用の可否については、平成27年2月末日までに、大学を通じて告知しますが時期がずれることもあります。

- (3) 平成27年3月中旬に、贈呈式を催しますので、採用決定者は、必ず出席をお願いいたします。

## 10. その他

- (1) 応募書類の受付後、その記入内容について確認するために、本財団の担当者と1時間程度の面談を、平成27年2月上旬に実施します。  
面談スケジュールについては、大学を通じて日程調整をした上で決定しますので、あらかじめ、当該期間の予定を空けておくようにして下さい。
- (2) 採用決定者には、奨学金を送金するために、本人名義の金融機関口座の開示をお願いいたします。

以上

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人 竜の子財団 担当 椎塚 裕一

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-24 京王新宿三丁目ビル2階

TEL 03-5367-2002

FAX 03-5367-2155

E-mail shiitsuka@tatsunoko.jp

Homepage <http://www.tatsunoko.jp>

## 申請書類記入上の注意

当財団の奨学金を申請していただくにあたって提出しなければならない書類は、次の通り、全部で7ページあります。

- ① 平成27年度（2015年度）奨学金申請書〔学部生用〕または〔大学院生用〕
- ② 履歴書
- ③ 身上書（1／2）
- ④ 身上書（2／2）
- ⑤ 経済状況
- ⑥ 小論文（1／2）
- ⑦ 小論文（2／2）

これらの書類について、以下に述べる注意事項をよく読んだ上で、全て提出するようにして下さい。なお、注意事項を守らずに記入された書類については、申請を受け付けない場合があります。

### 全般的事項について

- (1) 日本語（楷書）で、丁寧に記入すること。
- (2) アルファベット使用の場合は活字体で記入すること。
- (3) 数字は算用数字を用いること。
- (4) 黒色の万年筆またはボールペンで、自筆で記入すること（ワープロ不可）。

### 平成27年度（2015年度）奨学金申請書について

- (1) 〔学部生用〕または〔大学院生用〕のいずれかを提出する（1ページ目のみ異なっており、2ページ目以降は同一内容）。
- (2) 「担当者」と「指導教員」の欄を除き、全項目に対し必要事項を記入すること。
- (3) 署名については、カタカナ・漢字・アルファベットのいずれかで記入すること。
- (4) 年齢については、平成27年（2015年）4月1日現在によって記入すること。
- (5) 最寄り駅については、鉄道以外の交通機関（バスなど）を利用している場合でも最も近い鉄道の駅名を記入すること。
- (6) メールアドレスについては、読み間違いのないように丁寧に記入すること。
- (7) 大学、学部・学科、研究科・専攻、年次については、平成27年（2015年）4月現在によって記入すること。
- (8) 「担当者」の欄については、担当者が記入するため、申請者は記入不要。
- (9) 「指導教員」の欄については、指導教員が記入するため、申請者は記入不要。

## 履歴書について

- (1) 「1. 現在、在籍している大学または大学院」および「2. 上記より以前の学歴等」については、必ず記入すること。
- (2) 「3. 職歴等」および「4. その他」については、該当者のみ記入すること。
- (3) 「2. 上記より以前の学歴等」については、高等学校入学以降、日本語学校を含め、年代順に記入すること。その際、学校区分を忘れずに記入すること。  
なお、学校の所在地については、番地等は不要で、市町村名程度で構わない。
- (4) 職歴については、本国および日本における職歴を記入すること。ただし、アルバイトは含めないこと。
- (5) 記入欄が不足する場合、同じ用紙をコピーし記入したものを添付すること。

## 身上書（1/2）について

- (1) 「1. 家族の状況」および「2. 母国へ一時帰国する時や、長期間の旅行等で不在になる時の日本での連絡先」については、必ず記入すること。
- (2) 「3. 今までの奨学金受給実績」および「4. 他の奨学金への応募状況」については、該当者のみ記入すること。
- (3) 「1. 家族の状況」については、父母のほか、配偶者・子供・兄弟姉妹も記入すること。
- (4) 「勤務先名」については、在学中の場合は学校名を記入すること。その場合、「職務内容」については空欄で構わない。
- (5) 「職務内容」については、具体的に記述し、役職名も記述すること。
- (6) 父母が定年等により無職である場合には、備考欄に「無職」と記入し、直近の勤務先名と職務内容を記入すること。
- (7) 父母死亡の場合は、「年齢」については、死亡時の年齢を記入の上、備考欄に「〇〇〇年に死亡」と記入し、生前の勤務先名と職務内容を記入すること。
- (8) 配偶者が留学生であり、かつ他の奨学金を受給している場合には、職務内容の欄に、奨学金の名称と奨学金の金額（月額）を記入すること。
- (9) 家族の状況について、その他に特別な事情がある場合には、「上記以外に特別な事情等があれば記入」欄に、記入すること。
- (10) 「3. 今までの奨学金受給実績」については、現在および過去に受給した実績のあるものを全て記入すること。
- (11) 「4. 他の奨学金への応募状況」については、他の奨学金に応募している場合および応募することが決まっているものがあれば、全て記入すること。
- (12) 記入欄が不足する場合、同じ用紙をコピーし記入したものを添付すること。

### 身上書（2／2）について

- （1）「1. 日本留学の目的」、「2. 卒業後の進路」および「3. 奨学金を希望する理由」について、全て記入すること。
- （2）大学院生の場合、論文や制作物等の実績がある場合には、「3. 奨学金を希望する理由」の欄に記入すること。
- （3）記入欄が不足する場合、同じ用紙をコピーし記入したものを添付すること。

### 「経済状況」について

- （1）「1. 収入の状況」、「2. 支出の状況」および「3. 限界生活費（月額平均）の算出」について、全て記入すること。
- （2）金額の記入の際には、収入・支出ともに、千円単位の概数で構わない。
- （3）「1. 収入の状況」について、2014年4月から12月までの収入の額を、6種類の収入区分ごとに記入すること。
- （4）3つ以上のアルバイトをしている場合には、「2. アルバイト〈A〉」の欄には最も金額の大きいアルバイトの収入の額を記入し、「3. アルバイト〈B〉」には、それ以外の全てのアルバイトの収入の額を記入すること。つまり、3つ以上のアルバイトをした場合、「3. アルバイト〈B〉」の欄には「2. アルバイト〈A〉」の収入の額を除いた合計金額を記入することになる。
- （5）「1. 仕送り」から「5. 貯金の取崩」に該当しない収入の額については、全て「6. その他」の欄に記入すること。したがって、「月ごとの合計」の欄には、全ての収入の額が網羅されることにならない。
- （6）配偶者がいる場合には、配偶者が得ている収入（給料、アルバイト代、奨学金等）の額を全て、「6. その他」の欄に記入すること。
- （7）「1. 仕送り」から「4. 奨学金」および「6. その他」については、具体的内容も記述することを忘れないこと。
- （8）「2. 支出の状況」のうち「上記以外の支出」については、支出全体に占める割合が比較的大きい費目について、○をつけること。なお、特別な事情がある場合には「支出に関して特別な事情等があれば記入」欄に、記入すること。
- （9）「3. 限界生活費（月額平均）の算出」については、計算式の通りに、それぞれの金額を算出して、記入すること。

### 小論文（1／2）および（2／2）について

- （1）制限字数である800字は必ず守ること。
- （2）記述にあたっては、教職員や日本人学生等からは一切アドバイスを受けたりせずに必ず独力で文章を作成すること。

以上